

SNSをきっかけとした 消費者トラブルにご注意ください!!



SNSは、多様な機能と利用の容易さから、その利用者は若年層だけでなく幅広い年齢層に広がっています。SNSの広がりにより、こうしたSNS関連の消費生活相談件数は2023年には8万件を超えています。

こんなトラブル事例があります

事例①

「初回980円のダイエットサプリを注文したつもりが、3か月ごとに届く定期購入になっていた」

SNSで初回980円のダイエットサプリの広告を見てクレジットカード払いで注文した。その後商品が届き、中身を確認したら6箱入っていて、代金も約2万円になっていた。1箱のみ980円で注文したつもりだったが、申し込む際に「期間限定クーポンプレゼント」を選択したことで、約2万円の商品が3か月ごとに届く定期購入になっていた・・・

事例②

「偽サイトと気づかず商品を

購入してしまい、商品が届かず返金もされない」

動画サイト上の広告から、アウトドアブランドのリュックを注文し、約4,500円をクレジットカードで支払った。日本語サイトであるにもかかわらず、注文受付メールが英語で届いた。発送の連絡がないためメールで問い合わせたところ、荷物追跡番号が送られてきたが追跡ができなかった。ブランド名を検索し、公式サイトに問い合わせたところ、これまでやり取りしていたのは偽サイトであると言われた・・・

購入時に確認するポイント！

☑ 本場に1回限りの購入ですか？

定期購入の詳細は、通販サイトの「特定商取引法に基づく表記」に記載されています。商品を購入する際には、必ず確認するようにしましょう。

☑ 「このサイト、大丈夫？」と思ったら？

①ブランド、メーカー品で価格が通常より安い、②サイト上

に事業者の名称、住所、電話番号が明確に表記されていない、③サイト内の説明が不自然な日本語になっている、など少しでも怪しいと感じたら注文しないようにしましょう。

☑ 不安に思った場合や、トラブルが生じた場合は？

一人で悩まずお早めに、消費者ホットライン188へ相談しましょう。

●首長表明

市が設置する消費生活相談窓口では、架空請求などの悪質商法や商品の売買契約時に発生したトラブル（消費者トラブル）に関する相談をお受けし、問題解決に向けた支援を行っています。

これから地域の身近な相談窓口として、相談体制の強化・充実に努めるとともに市民のみなさんが安心して暮らせる地域社会を目指して継続的に消費者行政の推進に励んでまいります。

令和7年2月1日

郡上市長 山川 弘保

問 総務部総務課

67・1832

多重債務無料相談会 ～返しきれない借金にお困りの人へ～

開催日時 2月15日（土）午後1時～4時
場 所 岐阜県県民生活相談センター（岐阜市数田南5-14-53 OKBふれあい会館1棟5階）
相談対応 弁護士、司法書士 等
相談方法 面接相談（相談時間は1人30分で、2日前までに電話予約が必要です）
予約・電話相談 岐阜県県民生活相談センター 058-277-1003
受 付 月～金曜日：午前8時30分～午後5時 土曜日：午前9時～午後5時

◆相談窓口一覧◆ 困ったときには、消費生活相談窓口にご相談ください！※相談は無料で秘密は固く守られます。

窓 口	電話番号	受 付 日
消費者ホットライン	188	年末年始を除く毎日 ※ガイドランスに従って操作すると、お近くの相談窓口につながります。 平日：午前8時30分～午後5時15分：郡上市役所 土曜日：午前9時～午後5時：県民生活相談センター 日曜日・祝日：午前10時～午後4時：国民生活センター
消費者ホットライン	03-3446-1623	月～金曜日：午前10時～正午、午後1時～4時 ※祝日・年末年始を除く。最寄りの相談窓口につながらない場合に相談を受け付けています。
岐阜県県民生活相談センター	058-277-1003	月～金曜日：午前8時30分～午後5時 土曜日：午前9時～午後5時（電話のみ） ※祝日・年末年始を除く
可茂県事務所振興防災課	0574-25-3111	月・火・木・金曜日：午前8時30分～正午、午後1時～4時30分 ※祝日・年末年始を除く